

引揚補導に当る厚生省官吏についての質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年十一月十六日

細川嘉六

参議院議長 松平恒雄殿

一〇

引揚補導に当る厚生省官吏についての質問主意書

引揚者間に頻発するリンチ事件にかんがみこれが補導に当る厚生省官吏のうち船中に乗りこんでいる所

謂復員官並びに各引揚港における援護局の部課長につきその経歴及び職務を示されたい。